

改正案

現行

<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをい</p>	<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及び八からトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをい</p>
---	---

う。以下同じ。)に該当する貸出金

(2) (4) (略)

八 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二)又 (略)

六 報酬等(報酬、賞その他の職務執行の対価として長期信用銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。)に関する事項であつて、長期信用銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

七 事業年度の末日(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)において、当該長期信用銀行が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定

う。以下同じ。)に該当する貸出金

(2) (4) (略)

八 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二)又 (略)

(新設)

六 事業年度の末日(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)において、当該長期信用銀行が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該長期信用銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定

めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号水及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権に該当する貸出金

(2) (4)（略）

ハト（略）

四 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、長期信用銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

五（略）

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及び水、第二号、第四号水並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号水に掲げる事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権に該当する貸出金

(2) (4)（略）

ハト（略）

（新設）

四（略）

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、二及び水、第二号並びに第四号水に掲げる事項を除く。）とする。

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p>(2) (4) (略)</p> <p>ハト (略)</p> <p>五 報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。)に関する事項であつて、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</p> <p>六 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p>(2) (4) (略)</p> <p>ハト (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p>
--	---